

職 員 各 位

町 長

令和 3 年度当初予算編成方針（通知）

1. 国・大阪府の状況

国においては、内閣府の月例経済報告（令和 2 年 9 月）にも示されているとおり、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる。」とされている。

政府では、「危機の克服、そして新しい未来へ」をスローガンに、

1. 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く
 - ①感染症拡大への対応と経済活動の段階的引き上げ
 - ②防災・減災、国土強靱化
2. 「新たな日常」の実現
 - ①デジタル化への集中投資と環境整備
 - ②「新たな日常」が実現される地方創生
 - ③人・イノベーションへの投資強化 など

に取り組むものとしている。そのほか、次に示された方針等にも留意すること。

- 「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）
- 「まち・ひと・しごと創生基本方針 2020」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）
- 「令和 3 年度予算の概算要求に当たっての具体的な方針について」（令和 2 年 7 月 21 日閣議）

また、今後、大阪府において発表予定の「府政運営の基本方針」等についても留意すること。

2. 予算編成の基本方針等

（1）本町の財政状況

本町の財政状況は、令和元年度一般会計決算において、財政健全化判断比率の各指標は良化傾向にあり、経常収支比率も一見すると改善（93.1%）しているが、これは依存財源である地方交付税が増加したことや、退職手当が一時的に減少したこと、また、起債償還の先送りなどによるもので、決して財政状況が抜本的に改善されたわけではなく、結果として、財政調整基金から 1 億 3,600 万円の繰入を行うことで収支バランスを確保できたものであり、今後も財源不足による基金繰入

が生じ得るものと思慮する。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の低迷により、町税、地方交付税をはじめとした令和3年度の歳入状況は、非常に厳しいものになることが予測される。

このような厳しい財政状況においても、新型コロナウイルス感染症対策など、住民の安全や生活を守るための予算や新たな行政課題に対応する予算などは、適切に計上していくことが求められるところである。

(2) 財政運営の中長期的な取組方針

今後における中長期的な取組方針としては、少子高齢化及び2030年には4万人を割り込む人口推計を前提として、将来のまちづくりを見据えながら、安定的かつ持続可能な行財政運営を行うため、恒常的な基金繰入れに依存しない収支が均衡した財政構造を再構築するとともに、依存財源の多寡による影響を極力抑えた、自立的な財政運営を目指していく必要がある。

これらを達成するために、町職員はもとより町議会、住民の皆様が一丸となり、平成29年度に策定した第3次行財政構造改革プランに基づき、行財政改革に取り組むとともに、各部局においては、所管の全ての事務事業に対し、費用対効果をこれまで以上に分析・検証し、広い視野で町全体を見据えた事務事業の点検を行うこと。

(3) 財源確保のための情報収集の徹底

事業施策の実施には、各種補助制度や地方債制度等の財政支援制度を十分調査し、積極的に活用することにより、可能な限り財源の確保に努めること。また、地方財政対策や各種制度改革等について遺漏なく情報収集に努め、適切に対応すること。

とくに令和3年度予算については、国・府の新型コロナウイルス感染症対策に係る動向に注視すること。

(4) 令和3年度予算編成の基本方針

令和3年度は、第4次総合計画第2次実施計画の初年度となることから、当該予算編成については、引き続き第4次総合計画・基本構想で謳う「効果的・効率的なまちづくり」「協働のまちづくり」「地域特性を活かしたまちづくり」の3つの基本的なまちづくりの進め方を念頭に、とくに臨時予算については、第2次実施計画に位置づけられていく事業であること。

近年の予算については、年度によって様々な要因があるとはいえ、従来の本町の予算総額を大きく上回る規模となっている。

多様化、高度化、複雑化していく行政需要に対し、丁寧かつ適切に対応していくことはもちろん重要であるが、財源には限りがあることを念頭に置いて、重点化するべき施策などを充分に見極めたうえで予算編成に当たること。

また、予算要求後の社会経済上の変化や地方財政対策により、新たな対応が必要

となった場合は、予算編成過程を通じて適宜調整を加えるものとする。

①要求基準（経常的経費）

「(1) 本町の財政状況」で述べたとおり、財源不足の状況下において、さらに新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度の財政状況は非常に厳しいものになることが予測され、本来であれば歳出予算全体での大幅な見直しが必要となる。

しかしながら、一方では、新型コロナウイルス感染症対策に係る影響を現時点で予測することに限界がある状況を鑑み、経常予算における要求基準を、物価上昇などによる自然増を含め、一般財源ベースで「令和2年度当初予算の範囲内」とする。

②要求基準（臨時的予算：投資的経費以外）

臨時予算については、前年度は骨格予算であったこと及び新型コロナウイルス状況下の現状を踏まえ、削減目標額は設定しない。

③要求基準（投資的経費）

令和元年度決算において、経常収支比率が悪化していないにも関わらず、財源不足が生じている状況から、臨時予算（とりわけ投資的経費）に充当している一般財源が不足していると考えられるため、投資的経費の一般財源充当額を、概ね2億5千万円を目途とする。

なお、投資的経費総額の上限額は設定しないが、超過勤務の抑制、及び働き方改革の観点から、現在の職員配置状況を踏まえた、執行可能なボリュームでの予算編成とすること。

④熊取町スマートシティ構想、業務改革の推進に係る経費

熊取町スマートシティ構想関連予算、及びICT化・外部委託化の推進などの業務改革に係る予算は別枠での要求とし、前年度に引き続き予算化していく。

⑤新型コロナウイルス感染症関連経費

国・府の、令和2年度補正予算、及び令和3年度当初予算にこれまで以上に注視し、住民の安全や生活を守るべく必要となる予算は漏れることなく計上すること。

⑥部長マネジメントの発揮

削減目標額の達成判断については、前年度に引き続き部単位での総合的な判定とし、メリハリのある予算編成に留意すること。